

第3号議案

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和8年2月17日提出

芦屋市長 高島 峻輔

提案理由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、関係規定の整理を行うため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例

芦屋市手数料条例（平成12年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	総務関係・2 民生関係	(略)		1	総務関係・2 民生関係	(略)	
～	建設関係			3	建設関係		
6	(1) 租税特別措置法関係	(略)		(1) 租税特別措置法関係	(略)		
6	(2) 建築基準法関係			(2) 建築基準法関係			
6	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の1	(略)		6	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の1	(略)	
6	2 第11項又は第12第6項又は第7項			2	2 第6項又は第7項		

改正後		改正前	
2項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査		の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	
6 (略)		6 (略)	
7		7	
～		～	
6		6	
9		9	
(3) 屋外広告物関係～(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係 (略)		(3) 屋外広告物関係～(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係 (略)	
(8) マンションの再生等の円滑化に関する法律関係		(8) マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係	
番号	事務	名称	金額
1	マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第163条の59第1項の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	建築物の容積率等の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
番号	事務	名称	金額
1	マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	建築物の容積率の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係 (略)		(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係 (略)	
4 消防関係・5 その他共通関係 (略)		4 消防関係・5 その他共通関係 (略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表 3 建設関係(8) マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係の表に係る改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

参 照 1

芦屋市手数料条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

マンションの建替え等の円滑化に関する法律及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、関係規定の整理を行うため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 引用する項の繰下げに伴う関係規定の整理

(別表3 建設関係(2)の表 番号66-2関係)

(2) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の題名の改正及び引用する条の繰下げに伴う関係規定の整理 (別表3 建設関係(8)の表関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、2(2)の規定は、令和8年4月1日から施行する。

参 照 2

マンションの再生等の円滑化に関する法律

(_____部分は、令和8年4月1日施行)

(容積率等の特例)

第163条の59 その敷地面積が政令で定める規模以上であるマンションのうち、
要除却等認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンションで、
特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）、容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この項において同じ。）及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率又は各部分の高さは、その許可の範囲内において、建築基準法第52条第1項から第9項まで、第55条第1項、第56条又は第57条の2第6項の規定による限度を超えるものとすることができます。

(第2項省略)